

令和 8 年 3 月 9 日

各病医院 殿

厚労省からの通達文書

带状疱疹ワクチンについて

長野市医師会長

釜田 秀明

(公印省略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、標記について、厚生労働省より各都道府県知事等宛てに通知が発出された旨、日本医師会及び長野県健康福祉部から県医師会を通じ連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、本年2月27日より施行することを通知するものです。

改正の概要は、予防接種法に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、水痘及び带状疱疹の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレー症候群」であって、接種から
28 日以内に確認されたものを追加することです。

つまり、自己責任で、带状疱疹ワクチンを接種すること、ただし、ギランバレー症候群が副作用として発症する場合がありますので承知の上、行うようにとのお達しです。